

# 青森県報

第四千五百六十八号

平成三十一年  
二月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……四

## 告 示

### 青森県告示第九十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ハロー薬局さんない	青森市西滝三丁目二九の七	平成 三〇・二・三
変更後	共創未来さんない薬局		
変更前	深浦町訪問看護ステーション	西津軽郡深浦町大字関字柗沢七八の二	
変更後		西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の一	三・二・一

### 青森県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三二七の一、三二七の二、三二八の一、三二八の二、三三八の三、三三八の二八、三三八の三四、三三八の二四七から三三八の二五一まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字広戸家野上九二の二、九二の四、字母沢家岸一〇一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の一四二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の一四二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二 磯野 勝治 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智好	区	下前区域 下前漁業協同 組合の地区	区	分	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣漁業
	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九 二の三 山本 晃義 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八 九の四 山本 忠則		風合瀬区域 風合瀬漁業協 同組合の地区			総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣及び刺 網漁業
	西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三 四の三 坂崎 清美 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四 五の三 三浦 博司					底建網漁業

青森県告示第九十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	上北郡横浜町字館ノ後五七の六 杉山 亘 上北郡横浜町字大豆田一一の一 二木 春美	加入区の名称	横浜町加入区
----------------	---	--------	--------

青森県告示第九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成三十一年二月二十三日から施行する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがるにしきた農業協同組合	つがる市稲垣町豊川宮川
つがるにしきた農業協同組合	つがる市柏桑野木田幾世
つがるにしきた農業協同組合 田支店	つがる市森田町山田滝元
つがるにしきた農業協同組合 菟支店	つがる市富菟町藪分
つがるにしきた農業協同組合 つがる白神支店	西津軽郡鯹ヶ沢町大字舞戸
つがるにしきた農業協同組合 深浦支店	西津軽郡深浦町大字深浦
つがるにしきた農業協同組合 鶴支店	北津軽郡鶴田町大字鶴田
つがるにしきた農業協同組合 中泊支店	北津軽郡中泊町大字中里
つがるにしきた農業協同組合 つがる白神支店	西津軽郡鯹ヶ沢町大字舞戸
つがるにしきた農業協同組合 鶴支店	北津軽郡鶴田町大字鶴田

を に、 を を に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 GREEN HOME STUDIO
- 二 氏名 寺田明義

三 主たる営業所の所在地 五所川原市松島町一丁目五〇二の八

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇四四〇号

五 取消年月日 平成三十一年二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年六月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社まる清建設
- 二 代表者の氏名 尾野清美

三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町繁田繁森五の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第七〇〇〇二〇号

五 取消年月日 平成三十一年二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭